

成田市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の契約の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 成田市が発注する特定の建設工事の施行を目的として、複数の企業により結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。
- (2) 構成員 共同企業体を構成する構成員をいう。
- (3) 代表者 共同企業体の構成員を代表する者をいう。
- (4) 契約担当部課長 建設工事に係る契約事務を担当する部課等の長をいう。
- (5) 工事担当部課長 当該建設工事を担当する部課等の長をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。

- (1) 設計金額がおおむね7億円以上の土木構造物工事
 - (2) 設計金額がおおむね10億円以上の建築工事
 - (3) 設計金額がおおむね5億円以上の設備工事
- 2 前項のほか、工事の性格等に照らし、共同企業体による効果的、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる工事については、対象工事とすることができる。ただし、この場合においても次に掲げる工事は、対象工事とすることはできない。
- (1) 設計金額が3億5千万円未満の土木構造物工事
 - (2) 設計金額が4億5千万円未満の建築工事
 - (3) 設計金額が2億5千万円未満の設備工事
- 3 前項ただし書の規定は、第12条第2項の規定による随意契約の方法により発注する場合には適用しない。

(成田市入札等審査会)

第4条 契約担当部課長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ成田市入札等審査会(以下「審査会」という。)に諮り、次の事項について意見を聴き、

市長の承認を得るものとする。

- (1) 共同企業体発注の適否
- (2) 構成員数及び構成員の組合わせ
- (3) 代表者及び構成員の技術的要件等

(運営形態)

第5条 共同企業体の運営形態は、構成員が一体となって工事を施行する共同施工方式とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に大規模かつ技術的難度の高い工事について、審査会に諮り市長の承認を得た場合に限り、構成員がそれぞれ分担して工事を施行する分担施工方式とすることができる。

(構成員の要件)

第6条 構成員は、次に該当する者でなければならない。

- (1) 成田市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付けが、最上位等級又は第2位等級の者
- (2) 対象工事の発注工種に対応する建設業の許可業種について、許可を受けてから2年以上の営業実績がある者
- (3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、対象工事と同一業種の工事を施行した経験がある者
- (4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

(構成員の組合せ)

第7条 構成員の組合せは、対象工事の発注工種に係る業種の格付けが最上位等級の者のみの組合せ、最上位等級の者及び第2位等級の者の組合せとする。

(構成員数)

第8条 構成員の数は、2社又は3社とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に大規模かつ技術的難度の高い工事については、5社以内とすることができる。
- 3 第5条第2項の規定により分担施工方式とする場合には、前2項の規定に関わらず、構成員数について審査会に諮り市長の承認を得るものとする。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、構成員の脱退は原則として認めない。

(代表者)

第10条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第11条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員の数に応じ、次の比率以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2 社	30%
3 社	20%
4 社	15%
5 社	10%

3 第5条第2項の規定により分担施工方式とする場合には、前項の規定に関わらず、出資比率について審査会に諮り市長の承認を得るものとする。

(契約方法)

第12条 契約担当部課長は、共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当部課長は、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施行中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事(以下「関連工事」という。)については、随意契約の方法により行うことができる。

(入札参加資格審査申請等)

第13条 市長は、共同企業体に発注するときは、あらかじめ、成田市財務規則第90条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告する。

- (1)共同企業体による工事である旨
- (2)共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等
- (3)共同企業体入札参加資格審査申請に関する事項
- (4)その他必要と認められる事項

2 構成員は、次に掲げる書類を添えて資格審査の申請を行わなければならない。

- (1)特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)

(2)協定書(別記第2号の1様式又は別記第2号の2様式)

(3)代表者選任届兼委任状(別記第3号様式)

(4)使用印鑑届(別記第4号様式)

(5)その他所定の書類

(入札参加資格審査)

第14条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかに審査し、審査結果を資格者名簿登載通知書(別記第5号様式)により代表者に通知する。

2 前項の審査の結果、適格と認める者については、資格者名簿に登録された者とみなす。

(有効期間)

第15条 共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了する。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。)の完成後3カ月を経過した日までとする。

(編成表の提出)

第16条 契約企業体の代表者は、契約を締結した日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(別記第6号様式)を提出しなければならない。

(施工の確保)

第17条 工事担当部課長は、契約企業体から提出された編成表等に基づき、構成員による施工が適切に行われているかどうか、随時調査を行う。

2 前項の場合において、適切に施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示を行う。

3 工事担当部課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を契約担当部課長に報告する。

4 契約担当部課長は、前項の報告を受けたときは、審査会に諮り、市長の承認を得て、指名停止等の必要な手続きを行う。

(その他)

第18条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

(補則)

第19条 特別な事情により、この基準により難い事由があるときは、その都度審査会の承認を得て決定するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

運用上の留意事項

第3条(対象工事の種類及び規模)関係

- 1 市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる工事であっても、共同企業体に発注する必要がない場合は、単体発注とする。
- 2 「技術的難度の高い工事」としては、次に掲げるような工事が考えられる。
 - (1)道路、下水道等の土木構造物であって大規模な建設工事
 - (2)大規模建築工事
 - (3)設備・その他工事としては、設備、造園、解体、特殊舗装等の大規模な建設工事

第6条(構成員の要件)関係

- 1 構成員は、本条第1号から第4号までのすべての要件を満たすものでなければならない。
- 2 第3号中の「対象工事を構成する一部の工種を含む工事」とは、例えば、建築工事における鉄骨組立工事等をいう。
- 3 第3号中の「経験がある者」には、下請けとして施工した実績があるものも含むものとする。

第10条(代表者)関係

「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合評点値の上位のものとするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても差し支えない。

第11条(出資比率)関係

代表者の出資割合は、できるだけ高いことが望ましい。

第13条(入札参加資格審査申請等)関係

- 1 受付場所は、総務部契約検査課とする。
- 2 協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式によるものであり、任意の書式は認めない。

第14条(入札参加資格審査)関係

本条の審査は、構成員数、組合せ、出資比率等について行う。

第16条(編成表の提出)関係

編成表の様式は、一例であるが、できるだけ詳細なものを提出させるものとする。

第17条(施工の確保)関係

工事担当部課長は、建設業法で義務づけられている施工体系図・施工体制台帳等も参考にして、当該工事の監督職員から随時報告を受け、共同施工の状況の把握に努めるものとする。

第18条(その他)関係

特定建設工事共同企業体に対する通知、契約に基づく工事の監督、請負代金の支払い等の行為は、すべて代表者を相手方とし、代表者に通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

その他

入札書、誓約書、委任状及び契約書における相手方の表示は、次のとおりとする。

○○○○特定建設工事共同企業体

構成員 所在地

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名